

2018年8月30日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 阿部裕美子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策

2018年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故から7年6ヶ月になろうとしています。今秋10月に県知事選挙が予定されており、この4年間の県政運営が問われています。自民・公明両党は、復興加速化にむけた第7次提言を政府に提出し、トリチウムを含んだ汚染水の処理について早期に結論を出すよう迫り、大熊町・双葉町の帰還困難区域を除く地域の避難指示解除についても言及しています。

今月17日、県議団は岩渕友参院議員らとともに県漁連会長と懇談しました。県漁連としてトリチウム汚染水の海洋放出には反対の方針であり、30日富岡町で行われる公聴会で意見表明するとのことでした。トリチウム汚染水が海洋放出となれば、さらなる風評被害の拡大は避けられず、県の漁業に重大な影響を与えることは必至であり、県としてこの立場を鮮明にすべきです。

また、知事は27日、帰還困難区域を含む仮設・借り上げ住宅の無償提供の終了時期を発表し、「今後の生活再建の見通しを早い段階から立ててもらうため、終了時期を決めていくことが重要という判断に至った」と述べました。しかし避難者からは「まだ帰れる状況じゃないのに打ち切りだなんて…」 「避難指示が解除になる前に支援が打ち切られるのは困る」と不安や戸惑いの声が上がっており、多くの避難者が避難指示解除後も戻っていない現状を直視するならば、県として住宅の打ち切りをこの時期に示すなどあってはならず、最後まで避難者1人ひとりに寄り添うべきです。

リアルタイム線量測定システムの撤去問題では、これまで7市町村で住民説明会が行われており、継続設置を求める意見が圧倒的です。今後も12市町村で説明会が予定されており、県は県民の立場で国に撤去計画の見直しを求めるべきです。

終戦から73回目の夏を迎え、戦争や核兵器がもたらした多大な犠牲の上に築かれた平和や憲法について、国民は思いをはせています。そのような中、自民党の総裁選挙が、9月7日告示、20日投票に決まり、任期が連続3期9年に延長されて最初の総裁選です。安倍首相は地元山口県での講演会で、秋の臨時国会に自民党の改憲案を提案し、国会での改憲案発議を実現させる意向を明らかにしました。改憲への異常な執念です。NHKの今月の世論調査でも、自民党総裁選の争点として国民が望むものは「経済・財政政策」が26.5%、「地方の活性化」が20.1%であり、「憲法改正」は6.4%にすぎません。国民が改憲を望んでいないのは明らかです。

さらに、中央省庁が雇用する障がい者数を水増ししていた問題で、政府は28日、監督省庁

の厚労省を含む中央省庁など国の行政機関の8割が該当し、雇用率は1.19%に半減したとの調査結果を発表しました。本県を含む多数の都道府県でも同様のケースが明らかとなっています。障がい者に働く場を率先して保障し、民間を監督する立場にある行政が、自らの雇用実態を偽り続けてきたことは、極めて悪質であり、福島県としても真摯に反省すべきです。

40度を超える地域があるなど日本列島の広い範囲で猛暑が続いており、本県も例外ではありません。まさに「命に関わる危険な暑さ」です。党県議団は今年9日、県教委に対してエアコン設置の緊急要望を行いました。「災害」級の猛暑から命を守るため、従来のやり方にとどまらず、エアコン設置への補助、冷房代助成などを行政は積極的に実施し、緊急に対策を講じるべきです。

7月26日、党主催の被災3県政府交渉を行いました。復興庁には、避難自治体の首長からの要望等も含めて、復興期間が2020年で終了した後の被災者や被災自治体への支援の継続・強化を求めました。

東日本大震災と原発事故から8年目、原発事故を「終わったもの」にしようとする安倍暴走政治ときっぱりと対峙する県政運営が求められます。

9月定例会に先立ち、以上の観点に立って、具体的施策を実施するよう要望します。

一、県民目線に立ち、安倍政権にしっかり対峙する県政を

- 1、6月の歴史的な米朝首脳会談を経て北東アジアにおいて平和への流れが大きく開始された一方で、安倍政権は戦争する国づくりにしがみつき、憲法9条改憲案を提出しようとしている。現憲法を大本から踏みにじるものであり、県民の命や地方自治体の行財政運営にも多大な影響が及ぶことになることから、知事として明確に改憲反対を表明すること。
- 2、唯一の戦争被爆国として、昨年国連で採択された核兵器禁止条約に未だに署名していない。広島、長崎の被爆者はじめ、人類の悲願である核兵器廃絶を実現するため、この条約に署名し批准するよう求めること。
- 3、安倍政権の「骨太の方針2018」は、来年10月の消費税10%への増税、景気対策としての大型の財政出動、軍事強化のため大幅な予算拡充をすすめる一方で、県民の命や暮らしにかかわる社会保障費や防災・減災対策の予算を抑制し、地方交付税も削減する方針としている。県民生活や地方財政に多大な影響が懸念されることから、地方自治体の長として方針転換を国に求めること。
- 4、原発事故からの本県の復興は、自民・公明の第7次提言で示されたイノベーション・コースト構想や自立を名目にした避難者の帰還を促進し支援を打ち切るのではなく、県の復興ビジョン～「原子力に依存しない社会づくり」「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる健康長寿の県」の具体化による「人間の復興」を基本とすること。
- 5、原発事故を受けた本県として、原発と石炭火力発電をベースロード電源に位置付けている「国のエネルギー基本計画」を転換するよう国に求めること。
- 6、県民生活や地域経済などの本県復興に多大な影響を及ぼす消費税率10%への増税中止とカジノ法の廃止を国に求めること。
- 7、水道法改定案は、民間企業の参入を促す「民営化」は、清浄・豊富・低廉な水をすべての国民に供給するという水道法の理念に反するものであることから、国に廃案を求めること。
- 8、本県においても、長年にわたり障がい者雇用人数を水増ししていたことを真摯に反省し、

障がい者雇用にいっそう積極的に取り組むこと。

- 9、国は2020年に東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、福島事故も被害も終わったことにしようとしている。本県の復興は長期に及ぶものであることから、復興期間終了後も県民の生活と生業の再建への支援を継続するよう国に求めること。
- 10、東京オリンピック・パラリンピック開催にあたっては、経費の節減に努めながら、文字通り県内のスポーツ振興や健康増進につなげるようにすること。

二、「原発ゼロ」の発信と県民に寄り添った復興を

(1) 原発廃炉について

- 1、第二原発の廃炉を明言させるとともに、廃炉の具体的な工程表を早期に確定するよう東京電力に求めること。
- 2、廃炉作業は長期間にわたることから、再び震災津波に見舞われることのないよう、第一、第二原発の防潮堤の本格的建設を求めること。
- 3、原発事故収束作業や除染作業は、国連人権理事会が労働者の放射線被ばくと搾取にさらされていると指摘しており、労働環境の改善と労働者の健康について放射線管理手帳による健康管理を実効あるものにし、医療費無料化などを国に求めること。
- 4、福島第一原発事故の検証を国の責任で行うよう求めるとともに、県としても検証委員会を立ち上げること。
- 5、国会に提出されている「原発ゼロ基本法」の早期成立を求めるとともに、全国の原発再稼働や海外への原発輸出の中止を求めること。
- 6、40年が経過した老朽原発は、廃炉にするよう国、東京電力に求めること。

(2) トリチウム水の処理について

与党第7次提言では、汚染水処理の安全かつ着実な実施を求めつつ、問題を先送りせず遅滞なく解決策を見いだすよう求めています。トリチウム水の安全確実な科学的処理方法はいまだ確立していません。県民、国民の理解と納得が得られないままに国が一方的に処理方法を決定することのないよう以下の点を求めます。

- 1、トリチウム水の処理については、漁業者をはじめとした関係者の合意を大前提に、風評被害を拡大させる海洋放出は行わないこと。貯水タンクによる地上保管を継続するよう求めること。
- 2、原子力規制委員会の更田委員長が、トリチウム以外の放射性物質まで希釈して海洋放出を認める姿勢を示したことは到底許されず、認めないこと。

(3) モニタリングポストについて

- 1、モニタリングポストは、生活の安全を担保するものになっており、継続した設置を求め撤去に反対すること。
- 2、住民説明会については、撤去計画のあるすべての自治体で開催するよう国に求めること。

(4) 除染について

- 1、中間貯蔵施設への減容化対策として、除去土壌の再利用を進めようとしているが、県民の理解は得られない。再利用は行わないよう国に求めること。

- 2、中間貯蔵施設への除去土壌の搬入が計画通り進むよう国に求めること。
- 3、フォローアップ除染や里山除染については、住民の要望が依然として強いことから促進を国に求めること。
- 4、農業従事者の被ばく低減を図るため、農地の一筆調査を行うこと。
- 5、特定復興再生拠点区域の除染については、生活空間の確保の観点からより広範囲の除染を行い安心して住める環境をつくるよう求めること。
- 6、帰還困難区域全体の除染計画を示すよう国に求めること。

三、継続する被害に見合った賠償を

- 1、商工業の営業損害賠償が事実上の打ち切りとなっている現状を深刻にとらえて、実情を示し改善を求めるため、国・東京電力を同席させ、県損対協の全体会議を開催すること。
- 2、被害が継続する商工業、農林業に適正な賠償が行われるよう国と東京電力に求めること。
- 3、避難者が戻れない現状を踏まえ、生活と生業の再建まで賠償を継続するよう賠償指針の見直しを求めること。帰還困難区域に留まらず他の避難区域の避難者の多くも帰還できない状況を踏まえ、故郷喪失慰謝料にかかる指針の見直しを求めること。
- 4、一連の原発裁判一審判決を踏まえ、国の避難指示の有無にかかわらず被災県民が被っている精神的損害に対応するため、賠償指針の見直しを求めること。
- 5、東京電力にADR和解案を真摯に受け入れるよう求めること。

四、被災者、避難者に寄り添い、暮らしと生業の再建を

- 1、県は、災害救助法による住宅無償提供を帰還困難区域を含め、再来年3月末で終了する方針を明らかにした。今回の打ち切り方針は撤回すること。来年3月末の終了区域も再延長すること。
- 2、避難区域の住宅家賃が賠償から県の補助に変更されたが、支払いに至らず生活困窮する避難者が生まれている。早期に支払われるようにするとともに、来年度以降についても家賃補助を継続すること。
- 3、自主避難者のための民間住宅家賃補助を来年度以降も継続すること。国家公務員宿舎に入居する避難者が継続入居できるよう財務省に借り上げの継続を申請すること。
- 4、自主避難者の公営住宅への特例入居が認められるよう、県として設置者に要請すること。
- 5、県が避難区域内すべての避難者を対象に行う意向調査に当たっては、帰還ありきではなく多様な選択を保障するとともに、帰還を希望しない世帯についても適切な支援を行うこと。その際、二重住民票など新たな仕組みの導入を国に求めること。
- 6、被災自治体の人手不足が継続していることから、国による人員派遣を継続し、定数管理の名の下、地方自治体への職員削減の押し付けを行わないよう国に求めること。

五、商工業、農林業の復興を

- 1、地球温暖化の影響が顕著になってきているなか、38%にまで落ち込んでいる食料の自給率向上を国に求めること。
- 2、原発被害を受けた本県では、家族経営を含む小規模農業支援策を県独自にさらに推進すること。農業・観光・雇用の確保・後継者づくりなど、二本松東和地区の「ゆうきの里」のような多様な循環型農業を各地域に広げるよう予算の拡充と担い手づくりを支援するこ

と。

- 3、高温・少雨による農作物被害対策として実施予定の県農業災害対策補助事業については、農家負担の軽減を図ること。
- 4、復興関連事業が減少していることから、公共事業の分離発注を含め中小業者の仕事興しを行うこと。入札資格のない小規模事業者も公共事業に参加できる仕組みを県としてつくること。公契約条例を県として制定すること。
- 5、住宅リフォーム及び商店リフォーム助成制度の創設すること。
- 6、土地改良区が管理している農業水利施設(かんがい排水)の運転操作に係る農事用電力が、電力自由化に伴い経過措置撤廃の動きがあることから、農家の負担増とならないよう経過措置の継続・料金の据え置きを国に求めること。
- 7、企業立地補助金については、呼び込みではなく、地元事業者が元の生業を回復するまで各種支援策を延長するよう求めること。

六、地域循環型の再生可能エネルギー推進を

- 1、再生可能エネルギーの推進にあたっては、次のような観点を盛り込んだ条例を制定すること。
 - ① メガ発電優先の数値ありきではなく、住民合意を前提に、再エネ資源から生まれるエネルギーを住民共有の財産ととらえ、住民には優先して地域づくりをする権利「地域環境権」を位置付けること。地域住民と地元企業の参加で地域循環型を推進すること。
 - ② 異常気象が多発していることを踏まえ、人と自然が共生するまちづくりを前提に、環境優先の再生可能エネルギー推進のルールをつくること。
 - ③ 小規模太陽光発電で土砂崩れ等が発生していることから、小規模であっても環境保全のためのルールをつくること。
- 2、一般家庭用太陽光発電の県補助基準を引き上げ普及を推進すること。
- 3、農家が事業主体になる営農型太陽光発電やバイオガス発電に対し、支援を強化すること。
- 4、県省エネルギー住宅改修補助事業の促進を図ること。

七、福祉型の県づくりへの転換を

- 1、国民健康保険の都道府県化に伴う国の3,400億円の財政支援の継続を求めること。また、南相馬市でも実施した子どもの均等割りの減免を国の制度とするよう求めるとともに、県としても実施すること。
- 2、介護保険料負担軽減のため、現行25%の国庫負担率を当面35%に増やすよう国に求めるとともに、県独自の支援を行うこと。全国一高い保険料となった葛尾村の9800円をはじめ、県内7つの被災自治体が上位10位までに入っていることから、避難自治体に対し、保険料増額につながらないような特別措置を国に求めること。
- 3、65歳以上の高齢障がい者に対し、1割の利用料負担が生じる介護優先を改め、本人の希望と実情に合ったものにするよう国に求めること。
- 4、障がい者総合支援法に基づく市町村の必須事業である移動支援について、映画や美術館に行くことなど移動の自由は障がい者の基本的な権利との観点に立ち、支援の対象を広くとらえるよう市町村を支援すること。
- 5、高齢者の足の確保のため、市町村の実情に応じ、無料パスやデマンド型タクシーなど適切な

支援が図られるよう、財政支援を強化し、市町村と連携した取り組みを進めること。

- 6、国連人権専門家からも指摘された今年10月からの生活保護費削減計画を見直すよう国に求めること。

八、子どもの健やかな成長と教育の充実について

- 1、県の教育予算を大幅に拡充し、学校施設の耐震化・老朽化対策を促進するとともに、教職員の多忙化解消のためにも正規教職員の増員を図り、子どもたちの豊かな教育を保障すること。
- 2、今年の猛暑を受けて、県内の小中学校と県立高校の全教室にエアコンを設置すること。電気代を含めた維持管理予算を増額すること。
- 3、学校のブロック塀の撤去・改修予算を確保し促進すること。
- 4、教育の一環である学校給食を県として無料化し、市町村と保護者の負担を軽減すること。
- 5、増加している児童虐待や子どもの自殺防止に対応するため、県独自に児童福祉司を増員するとともに、施設の改修・改善を図ること。
- 6、少子化や人口減少が指摘され、小中学校と高校の統廃合計画が進められようとしているが、今こそ本県独自の少人数学級をさらに推進すべきである。小中学校の低学年にとどめている30人以下学級を、小中学校と高校の全学年に拡大すること。
- 7、子どもの貧困対策を継続して取り組むこと。子ども食堂に取り組む団体に対し、新規・継続問わず県の補助を行うこと。あわせて、シングルマザーやひきこもり等に取り組む支援団体にも同様の支援を行うこと。
- 8、児童生徒のランドセルや背負いかばんが重く、子どもの腰痛や身体の発達にゆがみをもたらしかねないと指摘されている。実態調査をするとともに軽減する方法を検討すること。

九、異常気象と大規模災害への対応について

地球温暖化による異常気象が多発していることから、災害発生後の対策から災害の発生を抑え、被害の拡大を防止する「縮災」「減災」の予防対策が必要です。

- 1、生命にかかわる問題となっている猛暑対策として、高齢者や障がい者へのエアコン設置と電気代の軽減策を県として実施すること。生活保護世帯については、本年4月以降の受給者のみでなく希望者全員に設置できるようにし、電気代等の夏季加算の創設を国に求めること。
- 2、低所得者への生活福祉資金制度の貸付によるエアコン設置の周知徹底を図ること。
- 3、倒壊の恐れがある民家のブロック塀の診断や撤去・改修について、市町村任せにせず、県として公的な助成・支援制度をつくること。
- 4、河川の氾濫を防止するため、河川改修費や堆砂除去などの維持管理の予算を大幅に拡充すること。
- 5、橋梁や県有施設の老朽化対策、長寿命化対策の予算を思い切って拡充し促進すること。
- 6、被災者生活再建支援法の支援金上限を300万円から少なくとも500万円に引き上げ、支援の対象を半壊や一部損壊などに広げるよう国に求めること。また、県独自の支援策を講じること。
- 7、防災行政無線の整備を進めるとともに、地域の防災力に不可欠な消防職員の増員や消防水利を整備し、消防力を強化すること。
- 8、地域防災計画を見直し、高齢者や障がい者等要配慮者の避難が安全、確実に実行できるよう対策を強化すること。

- 9、地震・津波や火山噴火、豪雨の災害に備えて、観測・監視体制の強化を国に求め、市町村長による避難の指示や住民への伝達が的確に行えるようにするために支援を強化すること。
- 10、県内の火山噴火に備え、シェルターを作ること。

以上